****・ フェアコンサルティング グループ

FCG 中華圏 ニュースレター



北京·蘇州·上海·成都·広州·深圳·台北·台中·香港

2025年2月1日 No. 198 (毎月1日発行)

法人税申告期限の延長について

1. 法人税申告期限の延長について

香港税務局は 2025 年 1 月 15 日、Code M(決算日が 2024 年 1 月 1 日~2024 年 3 月 31 日)かつ 2023/24 年度に赤字であった法人を対象として、2023/24 年度の法人税申告期限を 2025 年 1 月 31 日から同年 2 月 14 日まで延長すると発表しました。

会社の決算期	本来の税務申告期限	2023/24 年度の申告期限
1月~3月 (Code M)	2025年1月31日	2025年2月14日

2. リース物件の原状回復費用の損金算入に係るルールの改正について

2024 年 12 月 18 日、香港でのリース物件に係る原状回復費用について、税務上の損金として課税 所得から控除することを認めることとする税制改正案が香港立法会で可決されました。これにより、2024 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から同費用の損金算入が認められます。

香港では事務所等のリース物件の賃借人がその物件の退去時等に負担する原状回復費用について、 税務上の損金として課税所得から控除することが認められていませんでした。一方で、香港税務当局は納 税者の税負担の軽減などを目的として、2024 年 10 月 18 日に当該費用の損金算入を認めるための税 制改正法案を公表していました。

今回、同改正案が可決されたことにより、原状回復費用を賃借人が損金経理していることなどを条件に、 2024年4月1日以降に開始する事業年度からその費用が税務上の損金として認められることとなりま す。

なお、今回可決された同税制改正案には中古建築物の税務上の取扱いに係る変更案も含まれており、 2024年4月1日以降に開始する事業年度では、税務上の減価償却期間が終了した建築物を中古で 取得した場合に、その取得者側でも当該資産に係る税務上の減価償却を行うことが認められることとなりま す。

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話: +852-2156-9698

担当:山口(YAMAGUCHI)日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。